

(表紙)

東白川村
森林整備計画
変更計画

東白川村 森林整備計画 変更計画

計画期間 (自 令和 4年 4月 1日
至 令和 14年 3月 31日)

令和 8年 3月 31日 変更
東白川村 告示第 35号

岐阜県東白川村

岐阜県東白川村

森林法第10条の6第3項の規定に基づき、東白川村森林整備計画を次のように変更します。
本変更計画書では変更のあった事項のみ記述し、その他の事項は現計画書のとおりとします。
なお、変更計画の施行日は令和8年4月1日とします。

東白川村森林整備計画の一部変更

目次

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

- 1 (略)
- 2 森林整備の基本方針
- 3 (略)

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

- 1 (略)
- 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法
- 3 (略)

第2 造林に関する事項

- 1 人工造林に関する事項
- 2 (略)
- 3 (略)
- 4 (略)
- 5 (略)

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法 その他間伐及び保育の基準

- 1 (略)
- 2 保育の種類別の標準的な方法
- 3 (略)

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

- 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法
- 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法
- 3 (略)

第5 森林配置計画の将来目標区分に関する事項

- 1 基本的な考え方
- 2 (略)
- 3 (略)
- 4 (略)
- 5 (略)

第6 (略)

第7 森林施業の共同化の促進に関する事項

- 1 (略)
- 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策
- 3 (略)
- 4 (略)

第8 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

- 1 (略)
- 2 (略)
- 3 作業路網の整備に関する事項
- 4 (略)

第9 その他必要な事項

- 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項
- 2 (略)
- 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

III (略)

IV (略)

V その他森林の整備のために必要な事項

- 1 森林経営計画の作成に関する事項
- 2 (略)
- 3 (略)
- 4 森林の総合利用の推進に関する事項
- 5 (略)
- 6 (略)

VI 付属資料

- 1 (略)
- 2 別表

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 (略)

2 森林整備の基本方針

(1) (略)

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の整備に当たっては「将来目標区分」に基づく森林配置への誘導を図りつつ、「森林機能区分」に基づく個別の森林において重視する機能を持続的に発揮させるため、各機能の充実と機能間の調整を図るとともに、適正な森林施業を適宜に実施し、健全な森林資源の維持造成を図るものとします。

はじめに、森林機能区分ごとの森林整備及び保全の基本方針について、表 I-1-2-2 に示します。

表 I-1-2-2 各機能に応じた森林整備及び保全の基本方針

機能	森林整備及び保全の基本方針
水源涵（かん）養機能	洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を推進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を推進するとともに、伐採に伴って発生する裸地については縮小並びに分散を図る。 また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。 ダム等の利水施設上流部において、水源涵（かん）養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進する。
山地災害防止機能／土壌保全機能	災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小並びに回避を図る施業を推進する。 また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。 集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進する。
快適環境形成機能	地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。 快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風等に重要な役割を果たしている森林等の保全を推進する。
保健・レクリエーション機能	県民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や県民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。 また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。
文化機能	美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。 また、風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。
生物多様性保全機能	生態系の多様性等を保全する観点から、森林構成を維持することを基本とした保全を図る。 また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進する。

木材等生産機能	木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育および間伐等を推進する。 施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。 また、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。
---------	--

3 (略)

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 (略)

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

(1) 伐採方法

立木竹の伐採のうち主伐は、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、皆伐又は択伐によるものとします。

皆伐と択伐の定義については、表Ⅱ-1-2-1に示すとおりです。

表Ⅱ-1-2-1 皆伐と択伐の定義

皆伐	主伐のうち択伐以外のもの。
択伐	主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木、帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものであり、材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあつては、40%以下）の伐採。

立木の伐採・搬出に当たっては、それに伴う土砂の流出等を未然に防止し、林地保全を図るとともに、生物多様性の保全にも配慮しつつ伐採・搬出後の林地の更新を妨げないように配慮するものとします。

また、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知、令和5年3月31日付け4林整整第924号林野庁長官通知による一部改正）を踏まえ、現地に適した方法により行うものとし、花粉の発生源となるスギ等の人工林について、伐採・植替え等を促進します。

(2) (略)

3 (略)

第2 造林に関する事項

造林については、裸地状態を早期に解消して公益的機能の維持を図るため、更新されるべき期間内に行うものとし、その方法については、気候、地形、土壌等の自然条件等に応じて、人工造林又は天然更新によるものとします。特に、天然更新には不確実性が伴うことから、現地の状況を十分確認すること等により適切な更新方法を選択し、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林においては、人工造林によることとします。伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図ることとします。

ただし、岐阜県里山林整備事業により整備したバッファゾーン（緩衝帯）については、「里山林整備事業の実施に関する協定」の期間中はこの対象から除外するものとします。

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や多面的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととします。

また、1haを超える人工林の伐採跡地については、原則、人工造林を行うこととします。

なお、苗木の選定については、成長に優れた特定苗木等や少花粉スギ等の花粉の少ない苗木の増加に努めます。

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

2 (略)

3 (略)

4 (略)

5 (略)

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法 その他間伐及び保育の基準

人工林は、間伐の適期実施など適正な森林整備を実施します。

間伐は、林冠が閉鎖し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採して行う伐採の方法であって、伐採後、一定の期間内に林冠が閉鎖するよう行うものとしします。また、施業の省力化・効率化の観点から、列状間伐の導入に努めます。

1 (略)

2 保育の種類別の標準的な方法

保育の標準的な方法は、表Ⅱ-3-2-1のとおりとします。

森林の立木の生育の促進及び林分の健全化を図るため、既往の保育方法等を勘案して、時期、回数、作業方法その他必要な事項を定めるものとしします。

表Ⅱ-3-2-1 保育基準表

種類	樹種	実施年齢及び回数等
下刈	スギ	植栽の年から5年間、年1回夏期に行う。
	ヒノキ	植栽の年から6年間、年1回夏期に行う
つる切り	スギ	下刈終了後、3年目に1回を標準とする。
	ヒノキ	下刈終了後、2年間隔で2回を標準とする。
除伐	スギ	下刈終了後、3年目に1回を標準とする。 なお、つる切りを同時に行うものとする。
	ヒノキ	下刈終了後、2年間隔で2回を標準とする。 つる切りを同時に行うものとする。
枝打ち	スギ ヒノキ	枝下高3.5m程度までを3回で打ち上げることを標準とする。具体的には、積雪の少ない地域では根元直径が6cm(2~4齢級)の時期から開始し、2回目以降の枝打ちは巻き込みが完了し、枝下径が6cmに生長したごとに行うこととする。 なお、枝打ち季節は、生育休止期である10月から3月とする。
雪起こし	スギ ヒノキ	造林地への降雪状況に応じ、倒伏木について、消雪後に行う。多雪地域(積雪1.0m以上)については降雪状況にもよるが、毎年行う必要性がある。

※本基準表は、一般的な目安を示したものであり、実行に当たっては画一的に行うことなく、立地条件、植栽木の生育状況及び生産目標等に即して効果的な作業時期、回数、方法等を十分検討の上適切に実行すること。

3 (略)

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) (略)

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵（かん）養機能維持増進森林以外の森林（山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林、快適環境形成機能維持増進森林、保健文化機能維持増進森林等）

ア (略)

イ 施業の方法

アの①及び②に掲げる森林においては、以下によるものとします。

- (7) 特に機能の発揮を図る必要がある森林については、択伐による複層林施業を行う。
- (4) それ以外の森林については、択伐以外の方法による複層林施業を行う。
- (ウ) 適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分の保全機能等の確保が可能な場合には、長伐期施業を行うことができる。なお、皆伐による場合は伐採に伴い発生する裸地の縮小及び分散を図る。

アの③に掲げる森林においては、以下によるものとします。

- (7) 特に機能の発揮を図る必要がある森林については、択伐による複層林施業を行う。
- (4) それ以外の森林については、択伐以外の方法による複層林施業を行う。
- (ウ) 適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の風致の維持等の確保が可能な場合には、長伐期施業を行うことができる。なお、皆伐による場合は伐採に伴い発生する裸地の縮小及び分散を図る。
- (I) 特定広葉樹の育成を行う森林施業を行う。

なお、長伐期施業を行う場合の森林の伐期齢の下限については表Ⅱ-4-1-2のとおりとし、それぞれの森林の区域については、VI付属資料2別表2により定めるものとします。

表Ⅱ-4-1-2 長伐期施業を行う場合の森林の伐期齢の下限

単位（伐期齢：年）

地区	樹種					
	スギ	ヒノキ	アカマツ クロマツ	カラマツ	その他 針葉樹	その他 広葉樹
東白川村	64	80	64	56	96	32

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域については、林木の生育が良好な森林で地形、地理等から効率的な森林施業が可能な森林の区域について設定します。このうち、林地生産力や傾斜等の自然的条件、林道等や集落からの距離等の社会的条件等を勘案し、森林の一体性も踏まえつつ、特に効率的な施業が可能な森林の区域を設定します。

特に効率的な施業が可能な森林の区域は、原則として第5「森林配置計画の将来目標区分に関する事項」において設定する「木材生産林」の区域内において設定するものとします。

なお、これらの区域が公益的機能別施業森林の区域と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないよう定めるものとします。

それぞれの森林の区域については、VI付属資料2別表1により定めるものとします。

(2) 施業の方法

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林については、森林の公益的機能の発揮に留意しつつ、植栽による確実な更新、保育及び間伐等の実施、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進します。さらに、地域における森林資源の保続に配慮しつつ、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材等の生産が可能な資源構成となるよう、計画的な主伐と植栽による確実な更新に努め、特に効率的な施業が可能な森林における人工林の伐採後は、原則として植栽による更新を行います。

3 (略)

第5 森林配置計画の将来目標区分に関する事項

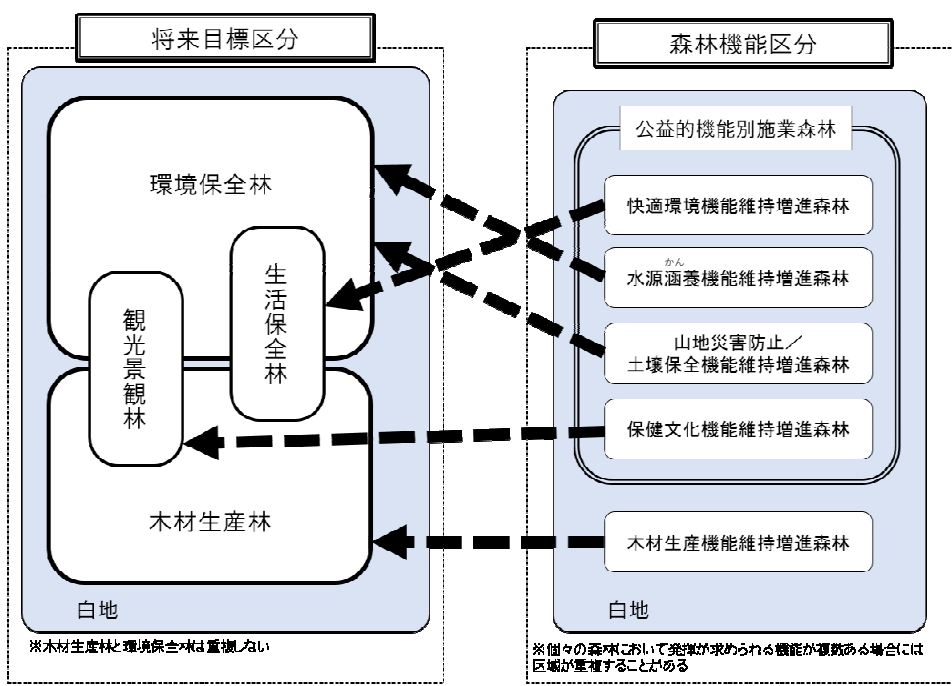
1 基本的な考え方

森林配置計画に関する基本的な考え方は、次のとおりとします。

- ① 森林配置計画は飛驒川地域森林計画の対象となる私有林を対象とします。
- ② 将来目標区分は、原則林班を単位として設定します。
- ③ 林班ごとの将来目標区分は、2に示す設定に関する基準に基づき、地域の実情を踏まえて設定します。
- ④ 将来目標区分が定まらない区域は白地とします。

また、将来目標区分の設定に当たっては図Ⅱ-5-1-1で示す将来目標区分と森林機能区分の

大まかな対応関係を参考に、分かりやすいものとなるよう配慮・調整することとします。



※欠印については概ねの対応関係を示すものであり、必ずしも1対1ということをお断りすることには留意
 (ex.環境保全林の一部に木材生産機能維持増進森林があることもありうる)

図 II-5-1-1 将来目標区分と森林機能区分の大まかな対応図

かん

2 (略)

3 (略)

4 (略)

5 (略)

第6 (略)

第7 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 (略)

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

共同施業を実施するため、東白川村及び森林組合等による普及啓発活動を通じて、森林所有者間の施業実施協定の締結の促進を図るものとします。

なお、実施地区内での具体的な施業は、東白川村、岐阜県地域森林監理士、森林組合等の森林施業プランナー及び林業普及指導員が中心となり、検討会を開催して間伐や広葉樹の育成に配慮した施業を普及していくものとします。

森林施業の共同化を効果的に促進するため、森林作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法、種苗その他の共同購入等、共同して行う施業の実施方法や施業の共同実施の実効性を担保するため、県関係機関と協議の上、必要に応じて指導を行います。また、間伐、森林作業道の整備、境界の明確化など共同化を重点的に実施すべき森林施業にあつては、森林組合をはじめとする村内林業事業体との連携を緊密に行い、共同施業を実施するため、県関係機関の林業普及指導員にも協力を要請し、普及啓発活動を通じて森林所有者間の施業実施協定の締結の促進を図るものとします。

3 (略)

4 (略)

第8 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

森林整備及び保全の目標の実現を図るため、一般車両の走行を想定する骨格的な「林道」、主として10t積みトラックや森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」について計画的な整備を促進します。また、林道等の整備に当たっては、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林などを主体に、効率的な森林施業や木材の大量輸送等への対応の視点を踏まえて推進します。

計画にあたっては、周辺環境に配慮し、希少な野生生物の保護や埋設文化財等の保全等に留意します。

1 (略)

2 (略)

3 作業路網の整備に関する事項

(1) (略)

(2) (略)

(3) 細部路網に関する事項

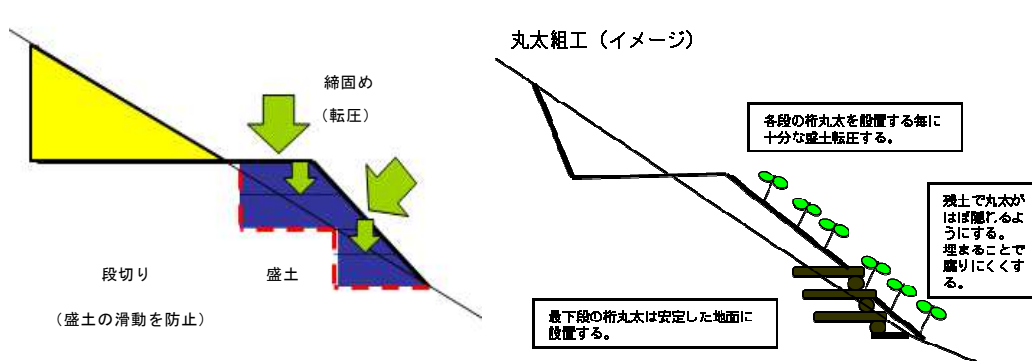
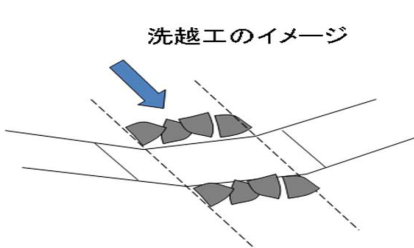
ア 細部路網の整備計画

① (略)

② 施工上の留意事項

- ・ 施工開始後も土質や水の流れの状態には十分に注意を払い、路網がより良いものとなるよう必要に応じて計画の変更を行うこととします。
- ・ 森林作業道開設にあたっては、特に表Ⅱ-8-3-2の事項に配慮します。

表Ⅱ-8-3-2 森林作業道開設にあたって配慮すべき事項

区分	配慮すべき事項
線形	谷川を横断する箇所ができるだけ少なくなるように配置する。 横断する場合は、谷川の勾配が緩く、両岸にゆとりがある場所を選定する。
切土	できる限り低く（1.5m程度までが望ましい）するとともに、土質に応じた適正な勾配で切り取る。
盛土	「段切り」や「締固め」を適切に行うとともに、法令や盛土高さに対応したのり面勾配で施工する。 急斜面では構造物を設置するなど安定を図る。 
小溪流の横断	管渠は豪雨や維持管理不足等により土石や流木等が詰まりやすく、結果として路体の流出・崩壊や土石流の原因となる事例が多いため、小溪流の横断には、原則として洗越工を施工する。 

路面水の処理	路面の縦断勾配、路面水が流れる区間の延長等を考慮して、路面水がまとまった流量にならない間隔で横断排水溝を設置する。 排水する箇所は、できる限り尾根などの安定した場所を選ぶとともに、縦断勾配を波形勾配（常水のない谷部で上げて安定した尾根部で下げる）とすることにより分散排水を心がける。
残土処理	残土処理においても、盛土の施工と同様に段切りにより安定した基盤をつくった上で締固めを行うとともに土砂流出防止の措置をとる等、適正に処理する。また残土場は谷筋ではなく、安定した地山の箇所とする。

イ（略）

4（略）

第9 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

(1)（略）

(2) 森林技術者の確保・育成・定着

林業労働力確保支援センター（森のジョブステーションぎふ）との連携により、農林高校、森林文化アカデミーにおいて養成された実践的技術を持った人材の積極的な受け入れに努めるものとします。

高度な技術や指導能力を持つ森林技術者の育成に努めるものとします。高性能林業機械を利用した伐採専門チームの養成とともに、造林・保育技術者の養成に努めるものとします。

新規就業者が段階的に知識や技術、技能を習得できるよう「緑の雇用」担い手確保支援事業、きこり養成塾等によりキャリア形成を支援します。

森林技術者の雇用の長期化・安定化を図るとともに、就労条件の整備、安全管理体制の強化等による労働安全衛生の確保、社会保障の充実、住居を含めた生活基盤の整備等を図り、森林技術者の新規参入及び定着に努めるものとします。

また林業への新規参入・起業など林業従事者の裾野の拡大、女性等の活躍・定着、外国人材の適正な受入れ等に取り組みます。

(3)（略）

(4)（略）

2（略）

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

(1) 木材流通の合理化

本村の森林資源を背景とした特色あるスギ・ヒノキの主産地を形成するため、複数の木材市場を拠点として素材生産者、流通業者及び民有林・国有林が一体となって、地域材の計画的な素材生産を推進し、需要に即した木材製品を安定的に供給できるように、原木流通から木材製品の加工・流通まで一環した体制整備と合理化を図ることとします。

森林所有者への理解を深めるため、透明性の高い受託システムを推進し、小面積区分皆伐など多様な森林整備を計画的に進める団地の設置を推進するものとします。

山土場、ストックヤード等における仕分体制の整備、原木市場の系列化・統合等による流通ロットの拡大、仕分や倉庫機能の役割の強化、良質材は市売り、B材C材は工場等への直納する形態の促進などの流通システムの構築及び普及を促進するものとします。

また、小規模な素材生産をとりまとめる需給調整組織の設置、協定の締結などによる製材工場等への直送による安定的供給体制の整備を促進するものとします。

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

III (略)

IV (略)

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画を作成するに当たっては、次に掲げる事項について適切に計画するものとします。

- ・ IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- ・ IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
- ・ IIの第6の3の森林の経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第7の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- ・ IIIの森林の保護に関する事項

なお、経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営者は、当該森林について森林経営計画の作成に努めるものとします。

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域は、表V-1-1-1のとおりです。

指定については、路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められるものとして定めるものであることから、大規模な尾根筋や河川等の地形、人工林等の森林資源の状況、公道も含めた路網の整備の状況及び森林の所有・管理形態の状況等を踏まえ、造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができるまとまりのある森林の範囲について、隣接する10～30個の林班の規模を目安として、地域の実情を総合的に勘案して行うものとします。

2 (略)

3 (略)

4 森林の総合利用の推進に関する事項

(1) 東京都港区とのみなどモデル二酸化炭素固定認証制度について

東京都港区と森林を有する自治体が間伐材を始めとする国産材の活用を通じて国内の森林整備を促進し、森林の二酸化炭素吸収量を増大させ、低炭素社会の実現することを目的とした「みなど森と水ネットワーク会議」を発足した。

この「みなど森と水ネットワーク会議」には全国で79の自治体が参加しており、森林の炭素吸収量及び木材の炭素固定量を炭素クレジット化し、区内の建築物等における国産材の活用を促進していくことで、地球温暖化の抑制に貢献する。

(2) F S C森林認証制度について

F S C森林認証の取得により森林管理を適正に行い、貴重な自然を守り、多くの生物がすみ豊かな森づくりに貢献する。

・ F S C森林認証森林の概要 (令和8年1月現在)

加入世帯数 555世帯

認証森林面積 5,677.22ha (人工林 4,257.83ha 天然林 1,419.39ha)

(3) J-クレジット制度・G-クレジット制度の参加について

以前より参加する国内排出削減・吸収プロジェクトにより実現された温室効果ガス排出削減・吸収量をオフセット・クレジット (J-VER) として認証する制度は、環境省が2013年をもってJ-クレジット制度へ移行した。また、岐阜県独自のG-クレジット制度にも2024年創設時より参加している。

上記制度に参加し、創出した二酸化炭素吸収量を売却することで、森林整備を促進し温室効果ガス排出削減に貢献する。

Jクレジット参加資格 F S C認証森林 5677.22ha

J-VERからJ-クレジット移行後総販売量 2,980 t

G-クレジット販売量 308 t (令和8年1月現在)

5 (略)

6 (略)

VI 付属資料

1 (略)

2 別表

【別表1】 公益的機能別施業森林等の区域
(集計表)

区 分	面積 (ha)
水源の涵(かん)養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (水源涵(かん)養機能維持増進森林)	5597.31
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林)	159.32
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (快適環境形成機能維持増進森林)	52.19
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (保健文化機能維持増進森林)	9.17
その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	0.00
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (木材等生産機能維持増進森林)	0.00
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 のうち、特に効率的な施業が可能な森林	0.00
合 計	5,817.99

区 分	森 林 の 区 域				面積 (ha)		
	林班	準林班	小班	枝番			
水源の涵(かん)養の機能の維持増進を図るための 森林施業を推進すべき森林 (水源涵(かん)養機能維持増進森林)	1	-	-	-	5,597.31		
	2						
	3						
	4						
	5						
	6						
	7						
	8						
	9						
	10						
	11						
	12						
	13						
	14						
	15						
	16						
	17						
	18						
	19						
	20						
	21						
	22						
	23						
	26						
	27						
	28						
	29						
	区 分	森 林 の 区 域				面積 (ha)	
		林班	準林班	小班			枝番

水源の涵(かん)養の機能の維持増進を図るための 森林施業を推進すべき森林 (水源涵(かん)養機能維持増進森林)	30	-	-	-	
	32				
	33				
	34				
	37				
	38				
	39				
	40				
	41				
	42				
	44				
	45				
	46				
	47				
	48				
	49				
	50				
	51				
	52				
	53				
	54				
	55				
	56				
	57				
	58				
	59				
	61				
	62				
	63				
	64				
	65				
	66				
	69				
	70				
	71				
	72				
	73				
	74				
	76				
	77				
	78				
	79				
	84				
	85				
	86				
	87				
	89				
	90				
	96				
	98				
	99				
	100				
	101				
	102				
	108				
	109				
	110				

	1	ロ	22	0	
	1	ロ	23	1	
	1	ロ	23	2	
区 分	森 林 の 区 域				面積 (ha)
	林班	準林班	小班	枝番	
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林)	1	ロ	24	0	
	1	ロ	25	0	
	1	ロ	26	0	
	1	ロ	27	0	
	1	ロ	28	0	
	1	ロ	29	0	
	1	ロ	30	0	
	1	ロ	31	0	
	1	ロ	32	0	
	1	ロ	33	0	
	1	ロ	34	0	
	1	ロ	35	0	
	1	ロ	36	0	
	1	ロ	37	0	
	1	ロ	38	0	
	1	ロ	39	0	
	1	ロ	40	0	
	1	ロ	41	0	
	1	ロ	42	0	
	1	ロ	43	0	
	1	ロ	44	0	
	1	ロ	45	0	
	1	ロ	46	0	
	1	ロ	47	0	
	1	ロ	48	0	
	1	ロ	49	0	
	1	ロ	50	0	
	1	ロ	51	0	
	1	ロ	52	0	
	1	ロ	54	0	
	1	ロ	55	0	
	1	ロ	56	0	
	1	ロ	57	0	
	4	イ	23	1	
	41	イ	1	0	
	41	イ	2	1	
	41	イ	2	2	
	41	イ	3	0	
	41	イ	4	0	
	41	イ	5	1	
	41	イ	5	2	
41	イ	6	0		
41	イ	7	0		
41	イ	8	0		
41	イ	9	1		
41	イ	9	2		
41	イ	10	0		
41	イ	11	0		
41	イ	12	0		
41	イ	13	1		
41	イ	13	2		

	41	ロ	1	1	
	41	ロ	1	2	
	41	ロ	2	0	
	41	ロ	3	0	
	41	ロ	4	0	
	41	ロ	5	1	
区 分	森 林 の 区 域				面積 (ha)
	林班	準林班	小班	枝番	
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林)	41	ロ	5	2	
	41	ロ	5	3	
	41	ロ	5	4	
	41	ロ	6	0	
	41	ロ	7	0	
	41	ロ	8	1	
	41	ロ	8	2	
	41	ロ	9	1	
	41	ロ	9	2	
	41	ロ	9	3	
	41	ロ	9	4	
	41	ロ	9	5	
	41	ロ	10	0	
	41	ロ	11	0	
	41	ロ	13	0	
	41	ロ	14	0	
	41	ロ	16	0	
	41	ハ	1	0	
	41	ハ	2	1	
	41	ハ	2	2	
	41	ハ	3	1	
	41	ハ	3	2	
	41	ハ	4	1	
	41	ハ	4	2	
	41	ハ	5	0	
	41	ハ	6	1	
	41	ハ	6	2	
	41	ハ	7	1	
	41	ハ	7	2	
	41	ハ	7	3	
	41	ハ	8	1	
	41	ハ	8	2	
	41	ハ	9	1	
	41	ハ	9	2	
	41	ハ	9	3	
	41	ハ	9	4	
	41	ハ	10	0	
	41	ハ	11	0	
	41	ニ	1	1	
	41	ニ	1	2	
	41	ニ	2	1	
41	ニ	2	2		
41	ニ	3	1		
41	ニ	3	2		
41	ニ	4	1		
41	ニ	4	2		
41	ニ	5	0		
41	ニ	6	0		

	41	ニ	7	0	
	41	ニ	8	0	
	41	ニ	9	0	
	41	ニ	10	0	
	41	ニ	11	0	
	41	ニ	12	0	
	41	ニ	13	0	
	41	ニ	14	1	
	41	ニ	14	2	
区 分	森 林 の 区 域				面積 (ha)
	林班	準林班	小班	枝番	
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林)	41	ニ	15	1	
	41	ニ	15	2	
	41	ニ	16	0	
	41	ニ	17	0	
	41	ニ	18	0	
	41	ニ	19	0	
	41	ニ	20	0	
	41	ニ	21	1	
	41	ニ	21	2	
	43	イ	1	0	
	43	イ	2	0	
	43	イ	3	0	
	43	イ	4	0	
	43	イ	5	0	
	43	イ	6	0	
	43	イ	9	0	
	43	イ	10	0	
	43	イ	11	0	
	43	イ	12	1	
	43	イ	12	2	
	43	イ	12	3	
	43	イ	13	1	
	43	イ	13	2	
	43	イ	13	3	
	43	イ	13	4	
	43	イ	14	0	
	43	イ	15	1	
	43	イ	15	2	
	43	イ	15	3	
	43	イ	16	1	
	43	イ	16	2	
	43	イ	17	1	
	43	イ	17	2	
	43	イ	18	1	
	43	イ	18	2	
	43	イ	18	3	
	43	イ	19	0	
	43	イ	20	1	
	43	イ	20	2	
	43	イ	20	3	
43	イ	22	0		
43	イ	23	0		
43	イ	24	0		
43	イ	26	0		
43	イ	32	0		

	43	イ	33	0	
	43	イ	35	0	
	43	イ	36	0	
	43	イ	37	0	
	43	イ	38	0	
	43	イ	39	0	
	43	イ	40	0	
	43	イ	42	1	
	43	イ	42	2	
	43	ロ	1	0	
	43	ロ	2	0	
	43	ロ	3	1	
区 分	森 林 の 区 域				面積 (ha)
	林班	準林班	小班	枝番	
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林)	43	ロ	3	2	
	43	ロ	4	0	
	43	ロ	5	0	
	43	ロ	6	0	
	43	ロ	7	0	
	43	ロ	8	0	
	43	ロ	9	0	
	43	ロ	10	0	
	43	ロ	11	1	
	43	ロ	11	2	
	43	ロ	11	3	
	43	ロ	12	0	
	43	ロ	13	0	
	43	ロ	14	0	
	43	ロ	15	0	
	43	ロ	16	0	
	43	ロ	17	0	
	43	ロ	18	0	
	43	ロ	19	0	
	43	ロ	20	0	
	43	ロ	21	0	
	43	ロ	22	0	
	43	ロ	23	0	
	43	ロ	24	0	
	43	ロ	25	1	
	43	ロ	25	2	
	43	ロ	26	1	
	43	ロ	26	2	
	43	ロ	27	0	
	43	ロ	28	0	
	43	ロ	29	0	
	43	ロ	30	0	
	43	ロ	31	0	
	43	ロ	32	1	
	43	ロ	32	2	
	43	ロ	33	0	
	43	ロ	34	0	
	43	ロ	35	0	
	43	ロ	36	0	
43	ロ	37	0		
43	ロ	38	0		
43	ロ	39	0		

	43	ロ	40	0	
	43	ロ	41	0	
	43	ロ	42	0	
	43	ハ	1	0	
	43	ハ	2	1	
	43	ハ	2	2	
	43	ハ	3	0	
	43	ハ	4	0	
	43	ハ	5	0	
	43	ハ	6	0	
	43	ハ	7	0	
	43	ハ	8	0	
	43	ハ	9	1	
	43	ハ	9	2	
	43	ハ	10	0	
区 分	森 林 の 区 域				面積 (ha)
	林班	準林班	小班	枝番	
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林)	43	ハ	11	1	
	43	ハ	11	2	
	43	ハ	11	3	
	43	ハ	12	0	
	43	ハ	13	0	
	43	ハ	14	0	
	43	ハ	15	0	
	43	ハ	16	0	
	43	ハ	17	0	
	43	ハ	18	0	
	43	ハ	19	0	
	43	ハ	20	0	
	43	ハ	21	0	
	43	ハ	22	0	
	43	ハ	23	0	
	43	ハ	24	1	
	43	ハ	24	2	
	43	ハ	25	1	
	43	ハ	25	2	
	43	ハ	26	1	
	43	ハ	26	2	
	43	ハ	27	0	
	43	ハ	28	1	
	43	ハ	28	2	
	43	ハ	28	3	
	43	ハ	29	0	
	43	ハ	30	1	
	43	ハ	30	2	
	43	ハ	31	1	
	43	ハ	31	2	
	43	ハ	32	0	
	43	ハ	33	1	
	43	ハ	33	2	
	43	ハ	34	0	
	43	ハ	35	0	
	43	ハ	36	0	
	43	ハ	37	0	
	43	ハ	38	1	
43	ハ	38	2		

	43	ハ	39	0	
	43	ハ	40	0	
	43	ハ	41	0	
	43	ハ	42	0	
	43	ハ	43	0	
	43	ハ	44	0	
	43	ハ	45	0	
	43	ハ	46	0	
	43	ハ	47	0	
	43	ハ	48	0	
	43	ハ	49	0	
	43	ハ	50	0	
	43	ハ	51	0	
	43	ハ	52	0	
	43	ハ	53	0	
	43	ハ	54	0	
	43	ハ	55	0	
	43	ハ	56	0	
区 分	森 林 の 区 域				面積 (ha)
	林班	準林班	小班	枝番	
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林)	43	ハ	57	0	
	43	ハ	58	0	
	43	ハ	59	0	
	43	ハ	60	0	
	43	ハ	61	0	
	43	ハ	62	0	
	43	ハ	63	0	
	43	ハ	64	0	
	43	ハ	65	1	
	43	ハ	65	2	
	43	ハ	66	0	
	43	ハ	67	1	
	43	ハ	67	2	
	109	イ	1	1	
	109	イ	1	2	
	109	イ	1	3	
	109	イ	2	0	
	109	イ	3	0	
	109	イ	4	1	
	109	イ	4	2	
	109	イ	4	3	
	109	イ	4	4	
	109	イ	4	5	
	109	イ	4	6	
	109	イ	4	7	
	109	イ	4	8	
	109	イ	5	1	
	109	イ	5	2	
109	イ	5	3		
109	イ	5	4		
109	イ	5	5		
109	イ	5	6		
109	イ	5	7		
109	イ	6	1		
109	イ	6	2		
109	イ	6	3		

	109	イ	7	1	
	109	イ	7	2	
	109	イ	7	3	
	109	イ	7	4	
	109	イ	7	5	
	109	イ	7	6	
	109	イ	7	7	
	109	イ	7	8	
	109	イ	7	9	
	109	イ	7	10	
	109	イ	7	11	
	109	イ	7	12	
	109	イ	7	13	
	109	イ	7	14	
	109	イ	7	15	
	109	イ	7	16	
	109	イ	8	1	
	109	イ	8	2	
	109	イ	8	3	
	109	イ	9	1	
	109	イ	9	2	
	森 林 の 区 域				面積 (ha)
区 分	林班	準林班	小班	枝番	
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林)	109	イ	9	3	
	109	イ	9	4	
	109	イ	9	5	
	109	イ	10	1	
	109	イ	10	2	
	109	イ	11	1	
	109	イ	11	2	
	109	イ	11	3	
	109	イ	11	4	
	109	イ	12	1	
	109	イ	12	2	
	109	イ	12	3	
	109	イ	12	4	
	109	イ	12	5	
	109	イ	13	1	
	109	イ	13	2	
	109	イ	14	0	
	109	イ	15	0	
	109	イ	16	1	
	109	イ	16	2	
	109	イ	16	3	
	109	イ	16	4	
	109	ロ	1	1	
	109	ロ	1	2	
	109	ロ	1	3	
	109	ロ	1	4	
	109	ロ	1	5	
109	ロ	1	6		
109	ロ	1	7		
109	ロ	1	8		
109	ロ	1	9		
109	ロ	2	1		
109	ロ	2	2		

	109	ロ	2	3	
	109	ロ	2	4	
	109	ロ	2	5	
	109	ロ	2	6	
	109	ロ	3	0	
	109	ロ	4	1	
	109	ロ	4	2	
	109	ロ	5	0	
	109	ロ	6	1	
	109	ロ	6	2	
	109	ロ	7	0	
	109	ロ	8	1	
	109	ロ	8	2	
	109	ロ	8	3	
	109	ロ	8	4	
	109	ロ	8	5	
	109	ロ	9	1	
	109	ロ	9	2	
	109	ロ	9	3	
	109	ロ	9	4	
	109	ロ	9	5	
	109	ロ	9	6	
	109	ロ	9	7	
	109	ロ	10	1	
	森 林 の 区 域				面積 (ha)
区 分	林班	準林班	小班	枝番	
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林)	109	ロ	10	2	
	109	ロ	10	3	
	109	ロ	10	4	
	109	ロ	11	0	
	109	ロ	12	0	
	109	ロ	13	0	
	109	ロ	14	1	
	109	ロ	14	2	
	109	ロ	14	3	
	109	ロ	14	4	
	109	ロ	14	5	
	109	ロ	15	1	
	109	ロ	15	2	
	109	ロ	15	3	
	109	ロ	15	4	
	109	ロ	15	5	
	109	ロ	15	6	
	109	ロ	16	1	
	109	ロ	16	2	
	109	ロ	16	3	
	109	ハ	1	0	
	109	ハ	2	0	
	109	ハ	3	0	
	109	ハ	4	0	
	109	ニ	1	0	
	109	ニ	2	0	
	109	ニ	3	0	
109	ニ	4	0		
109	ニ	5	0		
109	ニ	6	0		

	109	ニ	7	0	
	109	ニ	8	0	
	109	ニ	9	0	
	109	ニ	10	0	
	109	ニ	11	0	
	109	ニ	12	0	
	109	ニ	13	0	
	109	ニ	14	0	
	109	ニ	15	0	
	109	ニ	16	0	
	109	ニ	17	0	
	109	ニ	18	0	
	109	ニ	19	0	
	109	ニ	20	0	
	109	ニ	21	0	
	109	ニ	22	0	
	109	ニ	23	0	
	109	ニ	24	0	
	109	ニ	25	0	
	109	ニ	26	0	
	109	ニ	27	0	
	109	ニ	28	0	
	109	ニ	29	0	
	109	ニ	30	0	
	109	ニ	31	0	
	109	ニ	32	0	
	141	イ	1	0	
	森 林 の 区 域				面積 (ha)
区 分	林班	準林班	小班	枝番	
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林)	141	イ	2	0	
	141	イ	3	0	
	141	イ	4	0	
	141	イ	5	1	
	141	イ	5	2	
	141	イ	6	0	
	141	イ	7	0	
	141	イ	8	0	
	141	イ	9	0	
	141	イ	10	0	
	141	イ	11	1	
	141	イ	11	2	
	141	イ	12	0	
	141	イ	13	0	
	141	イ	14	0	
	141	イ	15	1	
	141	イ	15	2	
	141	イ	16	1	
	141	イ	16	2	
	141	イ	17	0	
	141	イ	18	0	
	141	イ	19	0	
	141	イ	20	0	
	141	イ	21	0	
141	イ	22	0		
141	イ	23	0		
141	イ	24	0		

	141	イ	25	0	
	141	イ	26	0	
	141	イ	27	0	
	141	イ	28	0	
	141	イ	29	0	
	141	イ	30	0	
	141	イ	31	0	
	141	イ	32	0	
	141	イ	33	0	
	141	イ	34	0	
	141	イ	35	0	
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための 森林施業を推進すべき森林 (快適環境形成機能維持増進森林)	1	ロ	1	0	52.19
	1	ロ	2	1	
	1	ロ	2	2	
	1	ロ	3	0	
	1	ロ	4	0	
	1	ロ	5	0	
	1	ロ	6	0	
	1	ロ	7	0	
	1	ロ	46	0	
	31	イ	1	0	
	31	イ	2	0	
	31	イ	3	0	
	31	イ	4	0	
	31	イ	5	0	
	31	イ	6	0	
	31	イ	7	0	
	31	イ	8	0	
	31	イ	9	0	
	31	イ	10	1	
区 分	森 林 の 区 域				面積 (ha)
	林班	準林班	小班	枝番	
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための 森林施業を推進すべき森林 (快適環境形成機能維持増進森林)	31	イ	11	1	
	31	イ	11	2	
	31	イ	11	3	
	31	イ	12	1	
	31	イ	12	2	
	31	イ	13	0	
	31	イ	14	1	
	31	イ	14	2	
	31	イ	15	0	
	31	イ	16	0	
	31	イ	17	0	
	31	イ	18	0	
	31	イ	19	0	
	31	イ	20	0	
	31	イ	21	0	
	36	ロ	1	1	
	36	ロ	1	2	
	36	ロ	1	3	
	36	ロ	1	4	
	36	ロ	1	5	
	36	ロ	1	6	
	36	ロ	2	1	
	36	ロ	2	2	
	36	ロ	3	0	

	36	□	4	0	
	36	□	5	0	
	36	□	6	0	
	36	□	7	0	
	36	□	8	0	
	36	□	9	0	
	36	□	10	1	
	36	□	10	2	
	36	□	15	0	
	36	□	16	0	
	36	□	17	0	
	36	□	18	0	
	36	□	19	1	
	36	□	19	2	
	36	□	20	1	
	36	□	20	2	
	36	□	21	0	
	36	□	22	0	
	36	□	23	0	
	36	□	24	0	
	36	□	25	0	
	36	□	26	0	
	36	□	27	0	
	36	□	28	0	
	36	□	29	0	
	36	□	30	0	
	36	□	31	0	
	36	□	32	0	
	36	□	33	1	
	36	□	33	2	
	36	□	34	0	
	36	□	35	0	
	36	□	36	0	
区 分	森 林 の 区 域				面積 (ha)
	林班	準林班	小班	枝番	
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための 森林施業を推進すべき森林 (快適環境形成機能維持増進森林)	36	□	37	0	
	36	□	38	0	
	36	□	39	0	
	36	□	40	0	
	36	□	41	0	
	36	□	42	0	
	36	□	43	0	
	36	□	44	0	
	36	□	45	1	
	36	□	45	2	
	36	□	45	3	
	36	□	46	0	
	36	□	47	0	
	36	□	48	0	
	36	□	49	1	
	36	□	49	2	
	36	□	50	0	
	36	□	51	0	
	36	□	52	0	
	36	□	53	0	
36	□	54	1		

	36	□	54	2	
	36	□	55	0	
	36	□	56	1	
	36	□	56	2	
	36	□	57	1	
	36	□	57	2	
	36	□	59	1	
	36	□	59	2	
	36	□	60	1	
	36	□	60	2	
	36	□	61	1	
	36	□	61	2	
	36	□	62	0	
	36	□	63	0	
	36	□	64	0	
	36	□	65	0	
	36	□	66	0	
	36	□	67	0	
	36	□	68	0	
	36	□	69	1	
	36	□	69	2	
	36	□	70	1	
	36	□	70	2	
	36	ハ	2	0	
	36	ハ	3	0	
	36	ハ	5	0	
	36	ハ	6	0	
	36	ハ	7	0	
	36	ハ	8	0	
	36	ハ	9	0	
	36	ハ	10	0	
	36	ハ	11	0	
	36	ハ	12	0	
	36	ハ	13	0	
	36	ハ	14	0	
	36	ハ	15	0	
区 分	森 林 の 区 域				面積 (ha)
	林班	準林班	小班	枝番	
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための 森林施業を推進すべき森林 (快適環境形成機能維持増進森林)	36	ハ	16	0	
	36	ハ	17	0	
	36	ハ	18	0	
	36	ハ	19	0	
	36	ハ	20	0	
	36	ハ	21	0	
	36	ハ	22	0	
	36	ハ	23	0	
	36	ハ	24	0	
	36	ハ	25	0	
	36	ハ	26	0	
	36	ハ	27	0	
	36	ハ	28	0	
	36	ハ	29	0	
	36	ハ	30	0	
	36	ハ	31	0	
36	ハ	32	0		
36	ハ	33	0		

	36	ハ	34	0	
	36	ハ	35	0	
	36	ハ	36	0	
	36	ハ	37	0	
	36	ハ	38	0	
	36	ハ	39	0	
	36	ハ	40	0	
	36	ハ	41	0	
	36	ハ	42	0	
	36	ハ	43	0	
	36	ハ	44	0	
	36	ハ	45	0	
	36	ハ	46	1	
	36	ハ	46	2	
	36	ハ	47	1	
	36	ハ	47	2	
	36	ハ	48	1	
	36	ハ	48	2	
	36	ハ	49	0	
	36	ハ	50	0	
	36	ハ	51	0	
	36	ハ	52	0	
	36	ハ	53	0	
	36	ハ	54	0	
	36	ハ	55	0	
	36	ハ	56	0	
	36	ハ	57	0	
	36	ハ	58	0	
	36	ハ	59	0	
	36	ハ	60	0	
	37	ハ	1	1	
	37	ハ	1	2	
	37	ハ	1	3	
	37	ハ	2	1	
	37	ハ	2	2	
	37	ハ	2	3	
	37	ハ	2	4	
	37	ハ	2	5	
	37	ハ	2	6	
区 分	森 林 の 区 域				面積 (ha)
	林班	準林班	小班	枝番	
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための 森林施業を推進すべき森林 (快適環境形成機能維持増進森林)	37	ハ	3	0	
	37	ハ	4	0	
	37	ハ	5	1	
	37	ハ	5	2	
	37	ハ	5	3	
	37	ハ	6	0	
	37	ハ	7	1	
	37	ハ	7	2	
	37	ハ	7	3	
	37	ハ	8	0	
	37	ハ	9	0	
	37	ハ	10	0	
	37	ニ	1	0	
	37	ニ	2	0	
	37	ニ	3	1	

	37	ニ	3	2	
	37	ニ	4	1	
	37	ニ	5	0	
	37	ニ	6	1	
	37	ニ	6	2	
	37	ニ	6	3	
	37	ニ	7	0	
	37	ニ	8	0	
	37	ニ	9	1	
	37	ニ	9	2	
	37	ニ	10	0	
	37	ニ	11	0	
	37	ニ	12	1	
	37	ニ	13	1	
	37	ニ	13	2	
	37	ニ	14	0	
	37	ニ	15	0	
	37	ニ	16	1	
	37	ニ	16	2	
	37	ニ	16	3	
	37	ニ	17	0	
	37	ニ	18	0	
	37	ニ	19	0	
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を 推進すべき森林 (保健文化機能維持増進森林)	47	ニ	2	1	9.17
	66	イ	1	1	
	66	イ	1	3	
	66	イ	2	0	
	66	イ	3	1	
	66	イ	3	2	
	66	イ	4	0	
	66	イ	5	1	
	66	イ	5	2	
	66	イ	6	2	
	66	イ	7	1	
	66	イ	8	1	
	100	イ	1	6	
	100	イ	1	22	
	100	イ	1	24	
区 分	森 林 の 区 域				面積 (ha)
	林班	準林班	小班	枝番	
その他の公益的機能の維持増進を図るための森林 施業を推進すべき森林	-	-	-	-	-
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業 を推進すべき森林 (木材等生産機能維持増進森林)	-	-	-	-	-

【別表 2】 公益的機能別施業森林の区域内における施業の方法

(集計表)

施 業 の 方 法		面積 (ha)
伐期の延長を推進すべき森林		5,737.85
長伐期施業を推進すべき森林		191.92
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林 (択伐によるものを除く)	0.00
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	0.00
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		0.00
合 計		5,929.77

施 業 の 方 法	森 林 の 区 域				面積 (ha)
	林班	準林班	小班	枝番	
伐期の延長を推進すべき森林	1	-	-	-	5,737.85
	2				
	3				
	4				
	5				
	6				
	7				
	8				
	9				
	10				
	11				
	12				
	13				
	14				
	15				
	16				
	17				
	18				
	19				
	20				
21					
22					
23					
26					
27					
28					
29					
30					
32					
33					
34					
37					
38					
39					
40					

	41				
	42				
	44				
	45				
	46				
	47				
施 業 の 方 法	森 林 の 区 域				面積 (ha)
	林班	準林班	小班	枝番	
伐期の延長を推進すべき森林	48	-	-	-	
	49				
	50				
	51				
	52				
	53				
	54				
	55				
	56				
	57				
	58				
	59				
	61				
	62				
	63				
	64				
	65				
	66				
	69				
	70				
	71				
	72				
	73				
	74				
	76				
	77				
	78				
	79				
84					
85					
86					
87					
89					
90					
96					
98					
99					
100					
101					
102					
108					
109					
110					
111					
113					
114					
116					
117					

	119				
	120				
	121				
	122				
	123				
	124				
	125				
	126				
	127				
	128	-	-	-	
	129				
	130				
	131				
	132				
	133				
	134				
	135				
	136				
	139				
	140				
施 業 の 方 法	森 林 の 区 域				面積 (ha)
	林班	準林班	小班	枝番	
長伐期施業を推進すべき森林	1	□	1	0	191.92
	1	□	2	1	
	1	□	2	2	
	1	□	3	0	
	1	□	4	0	
	1	□	5	0	
	1	□	6	0	
	1	□	7	0	
	1	□	8	0	
	1	□	9	0	
	1	□	10	0	
	1	□	11	0	
	1	□	12	1	
	1	□	12	2	
	1	□	13	1	
	1	□	13	2	
	1	□	14	0	
	1	□	15	0	
	1	□	16	1	
	1	□	16	2	
	1	□	16	3	
	1	□	17	0	
	1	□	18	0	
	1	□	19	1	
	1	□	19	2	
1	□	20	1		
1	□	20	2		
1	□	20	3		
1	□	21	0		
1	□	22	0		
1	□	23	1		
1	□	23	2		
1	□	24	0		
1	□	25	0		

	1	ロ	26	0	
	1	ロ	27	0	
	1	ロ	28	0	
	1	ロ	29	0	
	1	ロ	30	0	
	1	ロ	31	0	
	1	ロ	32	0	
	1	ロ	33	0	
	1	ロ	34	0	
	1	ロ	35	0	
	1	ロ	36	0	
施 業 の 方 法	森 林 の 区 域				面積 (ha)
	林班	準林班	小班	枝番	
長伐期施業を推進すべき森林	1	ロ	37	0	
	1	ロ	38	0	
	1	ロ	39	0	
	1	ロ	40	0	
	1	ロ	41	0	
	1	ロ	42	0	
	1	ロ	43	0	
	1	ロ	44	0	
	1	ロ	45	0	
	1	ロ	46	0	
	1	ロ	47	0	
	1	ロ	48	0	
	1	ロ	49	0	
	1	ロ	50	0	
	1	ロ	51	0	
	1	ロ	52	0	
	1	ロ	54	0	
	1	ロ	55	0	
	1	ロ	56	0	
	1	ロ	57	0	
	4	イ	23	1	
	31	イ	1	0	
	31	イ	2	0	
	31	イ	3	0	
	31	イ	4	0	
	31	イ	5	0	
	31	イ	6	0	
	31	イ	7	0	
	31	イ	8	0	
	31	イ	9	0	
	31	イ	10	1	
	31	イ	11	1	
	31	イ	11	2	
	31	イ	11	3	
	31	イ	12	1	
	31	イ	12	2	
	31	イ	13	0	
	31	イ	14	1	
	31	イ	14	2	
	31	イ	15	0	
	31	イ	16	0	
	31	イ	17	0	
	31	イ	18	0	

	31	イ	19	0	
	31	イ	20	0	
	31	イ	21	0	
	36	ロ	1	1	
	36	ロ	1	2	
	36	ロ	1	3	
	36	ロ	1	4	
	36	ロ	1	5	
	36	ロ	1	6	
	36	ロ	2	1	
	36	ロ	2	2	
	36	ロ	3	0	
	36	ロ	4	0	
	36	ロ	5	0	
施業の方法	森林の区域				面積(ha)
	林班	準林班	小班	枝番	
長伐期施業を推進すべき森林	36	ロ	6	0	
	36	ロ	7	0	
	36	ロ	8	0	
	36	ロ	9	0	
	36	ロ	10	1	
	36	ロ	10	2	
	36	ロ	15	0	
	36	ロ	16	0	
	36	ロ	17	0	
	36	ロ	18	0	
	36	ロ	19	1	
	36	ロ	19	2	
	36	ロ	20	1	
	36	ロ	20	2	
	36	ロ	21	0	
	36	ロ	22	0	
	36	ロ	23	0	
	36	ロ	24	0	
	36	ロ	25	0	
	36	ロ	26	0	
	36	ロ	27	0	
	36	ロ	28	0	
	36	ロ	29	0	
	36	ロ	30	0	
	36	ロ	31	0	
	36	ロ	32	0	
	36	ロ	33	1	
	36	ロ	33	2	
	36	ロ	34	0	
	36	ロ	35	0	
36	ロ	36	0		
36	ロ	37	0		
36	ロ	38	0		
36	ロ	39	0		
36	ロ	40	0		
36	ロ	41	0		
36	ロ	42	0		
36	ロ	43	0		
36	ロ	44	0		
36	ロ	45	1		

	36	□	45	2	
	36	□	45	3	
	36	□	46	0	
	36	□	47	0	
	36	□	48	0	
	36	□	49	1	
	36	□	49	2	
	36	□	50	0	
	36	□	51	0	
	36	□	52	0	
	36	□	53	0	
	36	□	54	1	
	36	□	54	2	
	36	□	55	0	
	36	□	56	1	
	36	□	56	2	
	36	□	57	1	
施 業 の 方 法	森 林 の 区 域				面積 (ha)
	林班	準林班	小班	枝番	
長伐期施業を推進すべき森林	36	□	57	2	
	36	□	59	1	
	36	□	59	2	
	36	□	60	1	
	36	□	60	2	
	36	□	61	1	
	36	□	61	2	
	36	□	62	0	
	36	□	63	0	
	36	□	64	0	
	36	□	65	0	
	36	□	66	0	
	36	□	67	0	
	36	□	68	0	
	36	□	69	1	
	36	□	69	2	
	36	□	70	1	
	36	□	70	2	
	36	△	2	0	
	36	△	3	0	
	36	△	5	0	
	36	△	6	0	
	36	△	7	0	
	36	△	8	0	
	36	△	9	0	
	36	△	10	0	
	36	△	11	0	
	36	△	12	0	
	36	△	13	0	
	36	△	14	0	
36	△	15	0		
36	△	16	0		
36	△	17	0		
36	△	18	0		
36	△	19	0		
36	△	20	0		
36	△	21	0		

	36	ハ	22	0	
	36	ハ	23	0	
	36	ハ	24	0	
	36	ハ	25	0	
	36	ハ	26	0	
	36	ハ	27	0	
	36	ハ	28	0	
	36	ハ	29	0	
	36	ハ	30	0	
	36	ハ	31	0	
	36	ハ	32	0	
	36	ハ	33	0	
	36	ハ	34	0	
	36	ハ	35	0	
	36	ハ	36	0	
	36	ハ	37	0	
	36	ハ	38	0	
	36	ハ	39	0	
	36	ハ	40	0	
	36	ハ	41	0	
施業の方法	森林の区域				面積(ha)
	林班	準林班	小班	枝番	
長伐期施業を推進すべき森林	36	ハ	42	0	
	36	ハ	43	0	
	36	ハ	44	0	
	36	ハ	45	0	
	36	ハ	46	1	
	36	ハ	46	2	
	36	ハ	47	1	
	36	ハ	47	2	
	36	ハ	48	1	
	36	ハ	48	2	
	36	ハ	49	0	
	36	ハ	50	0	
	36	ハ	51	0	
	36	ハ	52	0	
	36	ハ	53	0	
	36	ハ	54	0	
	36	ハ	55	0	
	36	ハ	56	0	
	36	ハ	57	0	
	36	ハ	58	0	
	36	ハ	59	0	
	36	ハ	60	0	
	37	ハ	1	1	
	37	ハ	1	2	
	37	ハ	1	3	
	37	ハ	2	1	
	37	ハ	2	2	
	37	ハ	2	3	
	37	ハ	2	4	
	37	ハ	2	5	
	37	ハ	2	6	
	37	ハ	3	0	
37	ハ	4	0		
37	ハ	5	1		

	37	ハ	5	2	
	37	ハ	5	3	
	37	ハ	6	0	
	37	ハ	7	1	
	37	ハ	7	2	
	37	ハ	7	3	
	37	ハ	8	0	
	37	ハ	9	0	
	37	ハ	10	0	
	37	ニ	1	0	
	37	ニ	2	0	
	37	ニ	3	1	
	37	ニ	3	2	
	37	ニ	4	1	
	37	ニ	5	0	
	37	ニ	6	1	
	37	ニ	6	2	
	37	ニ	6	3	
	37	ニ	7	0	
	37	ニ	8	0	
	37	ニ	9	1	
	37	ニ	9	2	
	37	ニ	10	0	
	森 林 の 区 域				面積(ha)
施 業 の 方 法	林班	準林班	小班	枝番	
長伐期施業を推進すべき森林	37	ニ	11	0	
	37	ニ	12	1	
	37	ニ	13	1	
	37	ニ	13	2	
	37	ニ	14	0	
	37	ニ	15	0	
	37	ニ	16	1	
	37	ニ	16	2	
	37	ニ	16	3	
	37	ニ	17	0	
	37	ニ	18	0	
	37	ニ	19	0	
	41	イ	1	0	
	41	イ	2	1	
	41	イ	2	2	
	41	イ	3	0	
	41	イ	4	0	
	41	イ	5	1	
	41	イ	5	2	
	41	イ	6	0	
	41	イ	7	0	
	41	イ	8	0	
	41	イ	9	1	
	41	イ	9	2	
	41	イ	10	0	
	41	イ	11	0	
	41	イ	12	0	
	41	イ	13	1	
	41	イ	13	2	
	41	ロ	1	1	
	41	ロ	1	2	

	41	ロ	2	0	
	41	ロ	3	0	
	41	ロ	4	0	
	41	ロ	5	1	
	41	ロ	5	2	
	41	ロ	5	3	
	41	ロ	5	4	
	41	ロ	6	0	
	41	ロ	7	0	
	41	ロ	8	1	
	41	ロ	8	2	
	41	ロ	9	1	
	41	ロ	9	2	
	41	ロ	9	3	
	41	ロ	9	4	
	41	ロ	9	5	
	41	ロ	10	0	
	41	ロ	11	0	
	41	ロ	13	0	
	41	ロ	14	0	
	41	ロ	16	0	
	41	ハ	1	0	
	41	ハ	2	1	
	41	ハ	2	2	
	41	ハ	3	1	
	41	ハ	3	2	
	森 林 の 区 域				面積(ha)
施 業 の 方 法	林班	準林班	小班	枝番	
長伐期施業を推進すべき森林	41	ハ	4	1	
	41	ハ	4	2	
	41	ハ	5	0	
	41	ハ	6	1	
	41	ハ	6	2	
	41	ハ	7	1	
	41	ハ	7	2	
	41	ハ	7	3	
	41	ハ	8	1	
	41	ハ	8	2	
	41	ハ	9	1	
	41	ハ	9	2	
	41	ハ	9	3	
	41	ハ	9	4	
	41	ハ	10	0	
	41	ハ	11	0	
	41	ニ	1	1	
	41	ニ	1	2	
	41	ニ	2	1	
	41	ニ	2	2	
	41	ニ	3	1	
	41	ニ	3	2	
	41	ニ	4	1	
	41	ニ	4	2	
	41	ニ	5	0	
	41	ニ	6	0	
	41	ニ	7	0	
	41	ニ	8	0	

	41	ニ	9	0	
	41	ニ	10	0	
	41	ニ	11	0	
	41	ニ	12	0	
	41	ニ	13	0	
	41	ニ	14	1	
	41	ニ	14	2	
	41	ニ	15	1	
	41	ニ	15	2	
	41	ニ	16	0	
	41	ニ	17	0	
	41	ニ	18	0	
	41	ニ	19	0	
	41	ニ	20	0	
	41	ニ	21	1	
	41	ニ	21	2	
	43	イ	1	0	
	43	イ	2	0	
	43	イ	3	0	
	43	イ	4	0	
	43	イ	5	0	
	43	イ	6	0	
	43	イ	9	0	
	43	イ	10	0	
	43	イ	11	0	
	43	イ	12	1	
	43	イ	12	2	
	43	イ	12	3	
	43	イ	13	1	
施 業 の 方 法	森 林 の 区 域				面積(ha)
	林班	準林班	小班	枝番	
長伐期施業を推進すべき森林	43	イ	13	2	
	43	イ	13	3	
	43	イ	13	4	
	43	イ	14	0	
	43	イ	15	1	
	43	イ	15	2	
	43	イ	15	3	
	43	イ	16	1	
	43	イ	16	2	
	43	イ	17	1	
	43	イ	17	2	
	43	イ	18	1	
	43	イ	18	2	
	43	イ	18	3	
	43	イ	19	0	
	43	イ	20	1	
	43	イ	20	2	
	43	イ	20	3	
	43	イ	22	0	
	43	イ	23	0	
	43	イ	24	0	
	43	イ	26	0	
	43	イ	32	0	
	43	イ	33	0	
43	イ	35	0		

	43	イ	36	0	
	43	イ	37	0	
	43	イ	38	0	
	43	イ	39	0	
	43	イ	40	0	
	43	イ	42	1	
	43	イ	42	2	
	43	ロ	1	0	
	43	ロ	2	0	
	43	ロ	3	1	
	43	ロ	3	2	
	43	ロ	4	0	
	43	ロ	5	0	
	43	ロ	6	0	
	43	ロ	7	0	
	43	ロ	8	0	
	43	ロ	9	0	
	43	ロ	10	0	
	43	ロ	11	1	
	43	ロ	11	2	
	43	ロ	11	3	
	43	ロ	12	0	
	43	ロ	13	0	
	43	ロ	14	0	
	43	ロ	15	0	
	43	ロ	16	0	
	43	ロ	17	0	
	43	ロ	18	0	
	43	ロ	19	0	
	43	ロ	20	0	
	43	ロ	21	0	
	43	ロ	22	0	
	森 林 の 区 域				面積 (ha)
施 業 の 方 法	林班	準林班	小班	枝番	
長伐期施業を推進すべき森林	43	ロ	23	0	
	43	ロ	24	0	
	43	ロ	25	1	
	43	ロ	25	2	
	43	ロ	26	1	
	43	ロ	26	2	
	43	ロ	27	0	
	43	ロ	28	0	
	43	ロ	29	0	
	43	ロ	30	0	
	43	ロ	31	0	
	43	ロ	32	1	
	43	ロ	32	2	
	43	ロ	33	0	
	43	ロ	34	0	
	43	ロ	35	0	
	43	ロ	36	0	
	43	ロ	37	0	
	43	ロ	38	0	
	43	ロ	39	0	
43	ロ	40	0		
43	ロ	41	0		

	43	ロ	42	0	
	43	ハ	1	0	
	43	ハ	2	1	
	43	ハ	2	2	
	43	ハ	3	0	
	43	ハ	4	0	
	43	ハ	5	0	
	43	ハ	6	0	
	43	ハ	7	0	
	43	ハ	8	0	
	43	ハ	9	1	
	43	ハ	9	2	
	43	ハ	10	0	
	43	ハ	11	1	
	43	ハ	11	2	
	43	ハ	11	3	
	43	ハ	12	0	
	43	ハ	13	0	
	43	ハ	14	0	
	43	ハ	15	0	
	43	ハ	16	0	
	43	ハ	17	0	
	43	ハ	18	0	
	43	ハ	19	0	
	43	ハ	20	0	
	43	ハ	21	0	
	43	ハ	22	0	
	43	ハ	23	0	
	43	ハ	24	1	
	43	ハ	24	2	
	43	ハ	25	1	
	43	ハ	25	2	
	43	ハ	26	1	
	43	ハ	26	2	
	43	ハ	27	0	
施 業 の 方 法	森 林 の 区 域				面積 (ha)
	林班	準林班	小班	枝番	
長伐期施業を推進すべき森林	43	ハ	28	1	
	43	ハ	28	2	
	43	ハ	28	3	
	43	ハ	29	0	
	43	ハ	30	1	
	43	ハ	30	2	
	43	ハ	31	1	
	43	ハ	31	2	
	43	ハ	32	0	
	43	ハ	33	1	
	43	ハ	33	2	
	43	ハ	34	0	
	43	ハ	35	0	
	43	ハ	36	0	
	43	ハ	37	0	
	43	ハ	38	1	
	43	ハ	38	2	
43	ハ	39	0		
43	ハ	40	0		

	43	ハ	41	0	
	43	ハ	42	0	
	43	ハ	43	0	
	43	ハ	44	0	
	43	ハ	45	0	
	43	ハ	46	0	
	43	ハ	47	0	
	43	ハ	48	0	
	43	ハ	49	0	
	43	ハ	50	0	
	43	ハ	51	0	
	43	ハ	52	0	
	43	ハ	53	0	
	43	ハ	54	0	
	43	ハ	55	0	
	43	ハ	56	0	
	43	ハ	57	0	
	43	ハ	58	0	
	43	ハ	59	0	
	43	ハ	60	0	
	43	ハ	61	0	
	43	ハ	62	0	
	43	ハ	63	0	
	43	ハ	64	0	
	43	ハ	65	1	
	43	ハ	65	2	
	43	ハ	66	0	
	43	ハ	67	1	
	43	ハ	67	2	
	47	ニ	2	1	
	66	イ	1	1	
	66	イ	1	3	
	66	イ	2	0	
	66	イ	3	1	
	66	イ	3	2	
	66	イ	4	0	
	66	イ	5	1	
	66	イ	5	2	
施 業 の 方 法	森 林 の 区 域				面積 (ha)
	林班	準林班	小班	枝番	
長伐期施業を推進すべき森林	66	イ	6	2	
	66	イ	7	1	
	66	イ	8	1	
	100	イ	1	6	
	100	イ	1	22	
	100	イ	1	24	
	109	イ	1	1	
	109	イ	1	2	
	109	イ	1	3	
	109	イ	2	0	
	109	イ	3	0	
	109	イ	4	1	
	109	イ	4	2	
	109	イ	4	3	
	109	イ	4	4	
	109	イ	4	5	

	109	イ	4	6	
	109	イ	4	7	
	109	イ	4	8	
	109	イ	5	1	
	109	イ	5	2	
	109	イ	5	3	
	109	イ	5	4	
	109	イ	5	5	
	109	イ	5	6	
	109	イ	5	7	
	109	イ	6	1	
	109	イ	6	2	
	109	イ	6	3	
	109	イ	7	1	
	109	イ	7	2	
	109	イ	7	3	
	109	イ	7	4	
	109	イ	7	5	
	109	イ	7	6	
	109	イ	7	7	
	109	イ	7	8	
	109	イ	7	9	
	109	イ	7	10	
	109	イ	7	11	
	109	イ	7	12	
	109	イ	7	13	
	109	イ	7	14	
	109	イ	7	15	
	109	イ	7	16	
	109	イ	8	1	
	109	イ	8	2	
	109	イ	8	3	
	109	イ	9	1	
	109	イ	9	2	
	109	イ	9	3	
	109	イ	9	4	
	109	イ	9	5	
	109	イ	10	1	
	109	イ	10	2	
	109	イ	11	1	
	109	イ	11	2	
施 業 の 方 法	森 林 の 区 域				面積 (ha)
	林班	準林班	小班	枝番	
長伐期施業を推進すべき森林	109	イ	11	3	
	109	イ	11	4	
	109	イ	12	1	
	109	イ	12	2	
	109	イ	12	3	
	109	イ	12	4	
	109	イ	12	5	
	109	イ	13	1	
	109	イ	13	2	
	109	イ	14	0	
	109	イ	15	0	
	109	イ	16	1	
	109	イ	16	2	

	109	イ	16	3	
	109	イ	16	4	
	109	ロ	1	1	
	109	ロ	1	2	
	109	ロ	1	3	
	109	ロ	1	4	
	109	ロ	1	5	
	109	ロ	1	6	
	109	ロ	1	7	
	109	ロ	1	8	
	109	ロ	1	9	
	109	ロ	2	1	
	109	ロ	2	2	
	109	ロ	2	3	
	109	ロ	2	4	
	109	ロ	2	5	
	109	ロ	2	6	
	109	ロ	3	0	
	109	ロ	4	1	
	109	ロ	4	2	
	109	ロ	5	0	
	109	ロ	6	1	
	109	ロ	6	2	
	109	ロ	7	0	
	109	ロ	8	1	
	109	ロ	8	2	
	109	ロ	8	3	
	109	ロ	8	4	
	109	ロ	8	5	
	109	ロ	9	1	
	109	ロ	9	2	
	109	ロ	9	3	
	109	ロ	9	4	
	109	ロ	9	5	
	109	ロ	9	6	
	109	ロ	9	7	
	109	ロ	10	1	
	109	ロ	10	2	
	109	ロ	10	3	
	109	ロ	10	4	
	109	ロ	11	0	
	109	ロ	12	0	
	109	ロ	13	0	
	109	ロ	14	1	
施 業 の 方 法	森 林 の 区 域				面積(ha)
	林班	準林班	小班	枝番	
長伐期施業を推進すべき森林	109	ロ	14	2	
	109	ロ	14	3	
	109	ロ	14	4	
	109	ロ	14	5	
	109	ロ	15	1	
	109	ロ	15	2	
	109	ロ	15	3	
	109	ロ	15	4	
	109	ロ	15	5	
	109	ロ	15	6	

	109	ロ	16	1	
	109	ロ	16	2	
	109	ロ	16	3	
	109	ハ	1	0	
	109	ハ	2	0	
	109	ハ	3	0	
	109	ハ	4	0	
	109	ニ	1	0	
	109	ニ	2	0	
	109	ニ	3	0	
	109	ニ	4	0	
	109	ニ	5	0	
	109	ニ	6	0	
	109	ニ	7	0	
	109	ニ	8	0	
	109	ニ	9	0	
	109	ニ	10	0	
	109	ニ	11	0	
	109	ニ	12	0	
	109	ニ	13	0	
	109	ニ	14	0	
	109	ニ	15	0	
	109	ニ	16	0	
	109	ニ	17	0	
	109	ニ	18	0	
	109	ニ	19	0	
	109	ニ	20	0	
	109	ニ	21	0	
	109	ニ	22	0	
	109	ニ	23	0	
	109	ニ	24	0	
	109	ニ	25	0	
	109	ニ	26	0	
	109	ニ	27	0	
	109	ニ	28	0	
	109	ニ	29	0	
	109	ニ	30	0	
	109	ニ	31	0	
	109	ニ	32	0	
	141	イ	1	0	
	141	イ	2	0	
	141	イ	3	0	
	141	イ	4	0	
	141	イ	5	1	
	141	イ	5	2	
	141	イ	6	0	
	141	イ	7	0	

施 業 の 方 法	森 林 の 区 域				面積 (ha)		
	林班	準林班	小班	枝番			
長伐期施業を推進すべき森林	141	イ	8	0			
	141	イ	9	0			
	141	イ	10	0			
	141	イ	11	1			
	141	イ	11	2			
	141	イ	12	0			
	141	イ	13	0			
	141	イ	14	0			
	141	イ	15	1			
	141	イ	15	2			
	141	イ	16	1			
	141	イ	16	2			
	141	イ	17	0			
	141	イ	18	0			
	141	イ	19	0			
	141	イ	20	0			
	141	イ	21	0			
	141	イ	22	0			
	141	イ	23	0			
	141	イ	24	0			
	141	イ	25	0			
	141	イ	26	0			
	141	イ	27	0			
	141	イ	28	0			
	141	イ	29	0			
	141	イ	30	0			
	141	イ	31	0			
	141	イ	32	0			
	141	イ	33	0			
	141	イ	34	0			
	141	イ	35	0			
	複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林 (択伐によるものを除く)	-	-		-	-
		択伐による複層林施業を推進すべき森林	-	-		-	-
	特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林	-	-	-		-	-

【別表3】～【別表5】 (略)

【別表6】森林配置計画における将来目標区分の区域

(集計表)

区 分	面積 (ha)
木材生産林	4,377.71
環境保全林	2,994.22
観光景観林	0.00
生活保全林	0.00

市町村	林班	準林班	面積(ha)	森 林 の 将 来 目 標 区 分				備考
				木材生産林	環境保全林	観光景観林	生活保全林	
東白川村	1	イ	7.29	○				
東白川村	1	ロ	15.20		○			
東白川村	1	ハ	20.03		○			
東白川村	2	イ	9.47		○			
東白川村	2	ロ	8.06	○				
東白川村	2	ハ	16.49		○			
東白川村	3	イ	6.29		○			
東白川村	3	ロ	23.51		○			
東白川村	3	ハ	31.37		○			
東白川村	4		35.33		○			
東白川村	5	イ	9.91	○				
東白川村	5	ロ	10.85		○			
東白川村	5	ハ	21.81		○			
東白川村	5	ニ	9.93	○				
東白川村	6		35.24		○			
東白川村	7		62.95		○			
東白川村	8		36.30		○			
東白川村	9		55.63	○				
東白川村	10	イ	16.59	○				
東白川村	10	ロ	18.74		○			
東白川村	10	ハ	11.08		○			
東白川村	11		49.81		○			
東白川村	12		44.66		○			
東白川村	13		39.23	○				
東白川村	14	イ	12.00		○			
東白川村	14	ロ	23.44		○			
東白川村	14	ハ	5.42		○			
東白川村	15	イ	5.24	○				
東白川村	15	ロ	17.22		○			
東白川村	15	ハ	2.66		○			
東白川村	15	ニ	5.85		○			
東白川村	15	ホ	25.23		○			
東白川村	16	イ	8.21		○			
東白川村	16	ロ	9.66	○				
東白川村	16	ハ	5.02		○			
東白川村	16	ニ	42.50	○				
市町村	林班	準林班	面積(ha)	森 林 の 将 来 目 標 区 分				備考
				木材生産林	環境保全林	観光景観林	生活保全林	
東白川村	16	ホ	5.18		○			
東白川村	17	イ	33.35		○			
東白川村	17	ロ	7.17		○			
東白川村	17	ハ	10.37	○				
東白川村	17	ニ	5.37		○			

東白川村	18	イ	10.51		○			
東白川村	18	ロ	6.08		○			
東白川村	18	ハ	8.71		○			
東白川村	18	ニ	28.42		○			
東白川村	18	ホ	5.06	○				
東白川村	19		68.07	○				
東白川村	20		38.35	○				
東白川村	21	イ	10.38		○			
東白川村	21	ロ	10.51		○			
東白川村	21	ハ	11.95		○			
東白川村	21	ニ	26.59		○			
東白川村	21	ホ	15.77		○			
東白川村	22		85.80	○				
東白川村	23	イ	20.98	○				
東白川村	23	ロ	30.28		○			
東白川村	24		51.87	○				
東白川村	25	イ	13.66	○				
東白川村	25	ロ	18.01		○			
東白川村	25	ハ	24.26		○			
東白川村	26	イ	14.34		○			
東白川村	26	ロ	5.20	○				
東白川村	26	ハ	22.44	○				
東白川村	27	イ	20.92		○			
東白川村	27	ロ	12.16	○				
東白川村	27	ハ	10.51	○				
東白川村	27	ニ	15.80	○				
東白川村	28	イ	15.23	○				
東白川村	28	ロ	14.82	○				
東白川村	28	ハ	5.98	○				
東白川村	28	ニ	6.20		○			
東白川村	29		24.57		○			
東白川村	30	イ	8.08		○			
東白川村	30	ロ	3.96		○			
東白川村	30	ハ	11.80		○			
東白川村	30	ニ	14.30		○			
東白川村	30	ホ	4.84		○			
東白川村	30	ヘ	2.94		○			
東白川村	31	イ	6.75	○				
東白川村	31	ロ	7.12	○				
東白川村	31	ハ	3.86	○				
東白川村	31	ニ	5.72	○				
市町村	林班	準林班	面積(ha)	森 林 の 将 来 目 標 区 分				備考
				木材生産林	環境保全林	観光景観林	生活保全林	
東白川村	31	ホ	3.59		○			
東白川村	31	ヘ	7.57		○			
東白川村	32	イ	6.08		○			
東白川村	32	ロ	6.51		○			

東白川村	32	ハ	7.17		○			
東白川村	32	ニ	12.66	○				
東白川村	32	ホ	5.55	○				
東白川村	33	イ	10.95		○			
東白川村	33	ロ	21.05		○			
東白川村	33	ハ	31.99	○				
東白川村	34	イ	20.19	○				
東白川村	34	ロ	25.59		○			
東白川村	34	ハ	12.39		○			
東白川村	35		42.84	○				
東白川村	36		54.30		○			
東白川村	37	イ	6.74		○			
東白川村	37	ロ	8.56	○				
東白川村	37	ハ	6.47	○				
東白川村	37	ニ	8.81		○			
東白川村	38	イ	11.85		○			
東白川村	38	ロ	2.56		○			
東白川村	38	ハ	8.95	○				
東白川村	39		18.14	○				
東白川村	40		32.47		○			
東白川村	41		31.45		○			
東白川村	42	イ	11.98		○			
東白川村	42	ロ	8.49	○				
東白川村	43		60.19	○				
東白川村	44	イ	22.90		○			
東白川村	44	ロ	5.16		○			
東白川村	44	ハ	36.00		○			
東白川村	44	ニ	26.82		○			
東白川村	45		57.19	○				
東白川村	46		69.67	○				
東白川村	47		71.69	○				
東白川村	48	イ	14.92	○				
東白川村	48	ロ	40.68		○			
東白川村	49		73.75		○			
東白川村	50		41.63		○			
東白川村	51		33.16	○				
東白川村	52	イ	38.48		○			
東白川村	52	ロ	12.26		○			
東白川村	53		39.43		○			
東白川村	54	イ	24.65	○				
東白川村	54	ロ	32.47		○			
東白川村	55		52.41		○			
市町村	林班	準林班	面積(ha)	森林の将来目標区分				備考
				木材生産林	環境保全林	観光景観林	生活保全林	
東白川村	56	イ	22.17		○			
東白川村	56	ロ	20.88	○				
東白川村	57		63.93	○				

東白川村	58		57.00		○			
東白川村	59		30.60	○				
東白川村	60		18.07	○				
東白川村	61		57.96	○				
東白川村	62		83.15	○				
東白川村	63		66.66	○				
東白川村	64		48.91	○				
東白川村	65		72.15		○			
東白川村	66		50.24	○				
東白川村	67	イ	11.26	○				
東白川村	67	ロ	17.81	○				
東白川村	67	ハ	32.22		○			
東白川村	68		71.62	○				
東白川村	69		34.55		○			
東白川村	70		38.63	○				
東白川村	71	イ	28.13		○			
東白川村	71	ロ	18.14	○				
東白川村	72		65.58		○			
東白川村	73		56.66		○			
東白川村	74		55.00		○			
東白川村	75		89.60	○				
東白川村	76		32.28	○				
東白川村	77		74.11	○				
東白川村	78		56.63	○				
東白川村	79		52.47		○			
東白川村	80		64.48	○				
東白川村	81		36.76	○				
東白川村	82		64.44	○				
東白川村	83		45.63	○				
東白川村	84		70.19	○				
東白川村	85		27.61		○			
東白川村	86		51.41		○			
東白川村	87		48.35	○				
東白川村	88		48.56		○			
東白川村	89		56.39	○				
東白川村	90	イ	31.55		○			
東白川村	90	ロ	16.84		○			
東白川村	91		48.30	○				
東白川村	92		65.81	○				
東白川村	93		57.56		○			
東白川村	94		58.12	○				
東白川村	95		38.95	○				
東白川村	96		50.55	○				
市町村	林班	準林班	面積(ha)	森 林 の 将 来 目 標 区 分				備考
				木材生産林	環境保全林	観光景観林	生活保全林	
東白川村	97		45.92	○				
東白川村	98		96.35	○				

東白川村	99		82.20	○				
東白川村	100		83.08	○				
東白川村	101		60.22	○				
東白川村	102		69.17	○				
東白川村	103		39.75	○				
東白川村	104		54.47	○				
東白川村	105		34.90	○				
東白川村	106		50.31	○				
東白川村	107		56.14	○				
東白川村	108		32.86		○			
東白川村	109		42.28		○			
東白川村	110	イ	16.60	○				
東白川村	110	ロ	11.54		○			
東白川村	111		34.63		○			
東白川村	112		42.27		○			
東白川村	113		55.48		○			
東白川村	114		52.14	○				
東白川村	115		54.04	○				
東白川村	116		39.76		○			
東白川村	117		65.24	○				
東白川村	118		45.35	○				
東白川村	119	イ	28.36	○				
東白川村	119	ロ	9.95		○			
東白川村	120		46.1	○				
東白川村	121		82.07	○				
東白川村	122		42.05		○			
東白川村	123		40.28	○				
東白川村	124		71.66		○			
東白川村	125	イ	17.39	○				
東白川村	125	ロ	19.34	○				
東白川村	125	ハ	17.94		○			
東白川村	126		51.37		○			
東白川村	127	イ	23.19		○			
東白川村	127	ロ	26.24		○			
東白川村	128	イ	19.55	○				
東白川村	128	ロ	27.69	○				
東白川村	128	ハ	36.31		○			
東白川村	128	ニ	25.65	○				
東白川村	128	ホ	23.32		○			
東白川村	129	イ	25.74		○			
東白川村	129	ロ	14.84	○				
東白川村	129	ハ	10.06	○				
東白川村	130		53.39	○				
東白川村	131		59.19	○				
市町村	林班	準林班	面積(ha)	森 林 の 将 来 目 標 区 分				備考
				木材生産林	環境保全林	観光景観林	生活保全林	
東白川村	132		51.39	○				

東白川村	133		69.55	○				
東白川村	134		48.41	○				
東白川村	135		55.22	○				
東白川村	136	イ	12.09	○				
東白川村	136	ロ	5.11		○			
東白川村	136	ハ	51.80		○			
東白川村	137		42.62	○				
東白川村	138		30.41	○				
東白川村	139		39.54		○			
東白川村	140		51.14	○				
東白川村	141		25.43	○				
東白川村	142		24.11	○				
合計			7,371.93	4,377.71	2,994.22	0.00	0.00	

※ “○” は各区分に設定することの合意形成が得られたことを示す。